

○萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

令和4年4月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に基づき、民間建築物に係る吹付けアスベスト等の対策を行う者に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト調査事業 この要綱に基づき、建築物に施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査、分析を行うことをいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものをいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内において、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間の建築物とする。ただし、一戸建て住宅及び木造建築物は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象建築物の所有者又は共同住宅等の管理組合（建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者（以下「所有者等」という。）とする。

2 所有者等は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者
- (3) アスベスト調査事業に関して、国、他の地方公共団体又は市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一箇所のアスベスト調査事業においては、過去に当該補助金の交付を受けていないもの

(アスベスト調査に係る基準)

第5条 アスベスト調査事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 調査者は、建築物石綿含有建材調査者によるものであること。
- (2) 分析による調査は、J I S A 1 4 8 1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」によるものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、アスベスト調査に要する費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、1棟当たり25万円を限度とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト調査事業（以下「補助対象事業」という。）に着手前に、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）、補助金対象事業実施計画書（別記第2号様式）及び次の各号に定める書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 当該調査にかかる見積書の写し
- (2) 付近見取図（建物が特定できるもの）
- (3) 採取箇所が特定できる平面図等
- (4) 写真（アスベストが施工されているおそれのある採取箇所）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、提出書類を審査し、適当と認める場合にあっては、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとし、適当と認められない場合にあっては、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、前条第2項の交付決定後に行わなければならない。

(事業の内容の変更)

第9条 申請者は、第7条第2項の交付決定を受けた後に、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）を市長に申請しなければならない。

(補助金の額の変更通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その提出書類を審査し、第7条第2項の規定により通知した交付決定額を変更する必要があると認める場合に

っては、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第11条 申請者は、第7条第2項の交付決定を受けた後に、補助対象事業を中止しようとするときは、萩市民間建築物アスベスト対策事業中止届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、萩市民間建築物アスベスト対策事業完了実績報告書（別記第8号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト調査に係る請負契約書の写し
- (2) 調査内容が確認できる写真
- (3) 請求書または領収書の写し（調査者または調査者が所属する業者が発行するもの）
- (4) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、提出書類を審査し、適当と認める場合にあつては、補助金の額を確定し、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 申請者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第11条の規定により補助対象事業中止届が提出されたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しに係る補助金が既に申請者に交付されているときは、申請

者に対し、萩市民間建築物アスベスト対策事業補助金返還命令書(別記第12号様式)により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第15条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して、10年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。